

賃 貸 借 契 約 書 (案)

賃借人 茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と賃貸人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により陰圧維持管理装置の賃貸借契約を締結する。

（物件の賃貸借）

第1条 乙は、その所有する別紙1記載の機器（以下「賃借機器」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（賃借機器の設置場所）

第2条 賃借機器の設置場所は、茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立中央病院内とする。

2 甲は、乙の了解を得た上で、賃借機器の設置場所を変更することができるものとする。

（契約期間）

第3条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（賃借料）

第4条 賃借機器の賃借料は、1台1日当たり 円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

2 賃借料は、経済情勢の急激な変動その他のやむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（賃借料の支払）

第5条 賃借料総額は、当該月に設置した機器の日数に、第4条第1項の1式当たりの賃借料を乗じた額に消費税を乗じた金額とする。

なお、消費税に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

2 乙は、前項に基づき算出した当月分の賃借料の支払を、翌月初めに書面により請求し、甲は、乙の請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

3 乙は、乙の責めに期すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4 第2項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

（賃借機器の管理）

第6条 甲は、賃借機器を、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、賃借機器が契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、直ちに書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに乙の責任において賃借機器を正常に使用できるように修繕し、又は修復するものとし、正常に作動する装置と直ちに交換するものとする。

3 甲は、前項の規定による修繕又は修復に要する費用を一切負担しないものとする。

4 甲は、賃借機器に重大な瑕疵がある場合においてその修繕又は修復が困難なときは、乙に確認を求めた上で、この契約を解除することができる。

5 第2項の規定による修繕若しくは修復又は前項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、甲は、乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(賃借機器の滅失等)

第8条 甲は、賃借機器について、滅失、盗難、損傷その他の事故（以下「滅失等」という。）により、乙の所有権が回復する見込みがない場合又は修繕若しくは修復が困難な場合は、乙に確認を求めた上で、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。ただし、当該滅失等が甲の故意又は過失によるものでないときは、この限りでない。

(賃借機器の現状変更)

第9条 甲は、賃借機器について次の行為をしようとするときは、あらかじめ乙の書面による承諾を得るものとする。ただし、乙がその必要はないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 装置、部品又は付属品を、賃借機器に取り付け、賃借機器から取り外し、又は取り替えること。
- (2) 賃借機器を改造すること。

(損害賠償)

第10条 乙は、甲が故意又は過失によって賃借機器に損害を与えた場合は、甲に対しその賠償を請求することができる。

2 前項の規定による賠償の金額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(賃借機器の譲渡時の措置)

第11条 乙は、契約期間中に賃借機器を第三者に譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得た上で、甲が賃借機器をこの契約と同一の条件で 사용할 ことができるよう措置するものとする。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に違反したときは、書面により通告した上で、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により損害が生じたときの賠償に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(機器の返還等)

第14条 甲は、賃借機器を返還するときは、甲の費用をもって付加財産を取り払い、機器を原状に回復するものとする。ただし、甲乙協議の上、現状のまま返還することができる。

2 この契約の終了に伴い生じた機器の運送の経費その他の機器の返還に要する経費は、乙の負担とする。

3 前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙に賃借機器を返還するものとし、これに要する費用は、契約解除に至った責めを負うものが負担するものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、この契約の履行により知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第18条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵6 5 2 8
茨城県立中央病院
病院長

乙

別 紙1

賃借機器の内容
陰圧維持管理装置 (V. A. C. 治療システム) ケーシーアイ (株) 製
陰圧維持管理装置 (RENASYS 治療システム) スミス・アンド・ネフュー (株) 製

《別 記》

個人情報の保護に関する特約事項

1 乙の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集・作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報の複製等の制限

この契約を履行するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

7 返還義務

この契約を履行するため甲から提供された個人情報が記録された資料等(複写、複製したものを含む。)は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

8 不要情報の廃棄

この契約を履行するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

9 本特約事項に違反した場合の措置

甲は、乙が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。